

2015年 6月11日

【新規予備格付】

独立行政法人住宅金融支援機構

貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券：AAA

本件は予備格付であり、最終的な契約内容などを確認し、改めて格付を付与します。

1. 案件の概要

本件は住宅金融支援機構が発行する、貸付債権担保住宅金融支援機構債券（機構MBS）に予備格付を付与したものである。

2. 信用格付

| | |
|---------|--|
| 名称 | 貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券 |
| 格付アクション | 符号の新規付与 |
| 予備格付 | 長期個別債務格付 / AAA |
| 備考 | 格付は、機構MBS及び機構MBSが消滅した後の信託受益権の元本が償還日までに全額償還され、利息及び信託配当が期日通りに支払われる可能性を評価している（※）。 |

※本格付のニュースリリースにおいて、信用補完の水準が、AAA相当の貸付債権担保のストレス耐久度を満たすか否か記載する。

3. 格付対象

| | | | |
|-----|----------------|------|--------------|
| 発行体 | 独立行政法人住宅金融支援機構 | 裏付資産 | 信託された住宅ローン債権 |
|-----|----------------|------|--------------|

| 名称 | 発行金額 (通貨) | 信用補完率 | 発行日 予定償還日 最終償還日 | 償還 方法 | クーポンタイプ 利率 |
|--------------------------|---|-------|-----------------------------|----------|---------------|
| 貸付債権担保第98回 住宅金融支援機構債券 | 信用補完率19.5% 以上の条件を充足 する範囲(1,724億 円以下)で決定さ れる | 19.5% | 2015/6/25 — 2050/7/10 | — | 固定 — |

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

4. 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報

| | |
|-------|------|
| 信用補完 | 超過担保 |
| 流動性補完 | 該当なし |

住宅金融支援機構のヒストリカルデータ及び本件のキャッシュフローから得られた数値に基づき、R&Iはデフォルトに関する標準シナリオとして約9%の累積デフォルト率を想定している。なお本水準は、R&Iが個別案件のデフォルト率等の定義に基づき見積もった水準であり、貸倒率、延滞率その他の指標と直接的な相互比較は必ずしも適切ではなく目的としたものではない。

機構MBSは他益信託された住宅ローン債権に担保されている。機構MBSの発行体は機構なので、受益権が行使される前において、機構の発行体格付が低下すると機構MBSの格付も下がる可能性がある。しかし、十分な超過担保が設定されていること、機構に対しては担保処分が大きく制限される会社更生法が適用されないこと等から、機構MBSの格付は機構の発行体格付を上回ることが可能である。したがって、機構の発行体格付が将来低下した場合においても、機構MBSの格付は一定程度の耐久力を持つことになる。

5. 格付方法

格付対象の評価において、R&Iは主に以下の格付方法を用いた。

| 公表年月 | 項目 |
|---------|--|
| 2014年4月 | 第1章 総論 |
| 2014年4月 | 第2章 各論 仕組みに関するリスク |
| 2014年4月 | 第3章 各論 裏付資産に関するリスク 第4節 住宅金融支援機構MBS |
| 2014年4月 | 第4章 各論 キャッシュフローリスク 第1節 金銭債権等に関する分析方法（大数アプローチ） 第6節 キャッシュフローテストを用いる分析方法 第7節 裏付資産及び仕組み関係者等の信用格付を基にする分析方法 |

上記の格付方法は以下のホームページに公開している。

<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/about/methodology/index.html>

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するのではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

「格付提供方針等」3. に掲げる開示事項

| | |
|---|----------------|
| (1) 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容 | |
| 商号又は名称：株式会社格付投資情報センター 登録番号：金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置：なし | |
| (2) 信用格付を付与した年月日 | |
| 2015年6月10日 | |
| (3) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名 | |
| 主任格付アナリスト：廣方 智章 信用格付の付与について代表して責任を有する者：神林 尚 | |
| (4) 信用格付の付与に当たり採用した信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ記載された以下の1)、2)の事項。並びに信用格付の対象となる事項の概要 | |
| 1) 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準 「格付付与方針」及び「格付符号と定義」をご覧ください。 (格付付与方針) http://www.r-i.co.jp/jpn/ratingpolicy/index.html (格付符号と定義) http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/about/definition/index.html | |
| 2) 信用格付の付与に係る方法の概要（ただし、重要なものに限る。） 本リリース「格付方法」の項目をご覧ください。 信用格付の対象となる事項の概要：本リリース「格付対象」の項目をご覧ください。 | |
| (5) 格付関係者の氏名又は名称。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百十三条第三項第三号にある、ただし書きの定めに従う。 | |
| 組成に関する事務の受託者 | 該当無し |
| 原資産の主たる保有者 | 独立行政法人住宅金融支援機構 |
| 発行者又は債務者 | 該当無し |
| 損失の危険を移転する契約の締結者（第三者） | 該当無し |
| 特別目的法人 | 該当無し |
| 特定融資枠契約の締結者 | 該当無し |
| (6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨 | |
| 該当無し | |
| (7) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を入手したか否かの別 | |
| 該当無し | |
| (8) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由 | |
| 該当無し | |

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp
 ■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

(9) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

(10) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項 1) 当該情報の概要 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 3) 当該情報の提供者

| 1) 当該情報の概要 | 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 | 3) 当該情報の提供者 |
|----------------|------------------------------|-------------|
| 裏付資産に関するデータ・資料 | 信用格付業者への表明保証等 | 原資産の主たる保有者 |
| パフォーマンスに関するデータ | 信用格付業者への表明保証等 | 原資産の主たる保有者 |
| 案件関連契約書 | 信用格付業者への表明保証等 | 原資産の主たる保有者 |

(11) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

- 1) 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報
本リリース「損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報」の項目をご覧ください。
- 2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）
本信用格付は、資産証券化商品と判断される商品の信用状態に関する評価を対象としています。資産証券化商品については、「資産証券化商品の信用格付について」をご覧ください。

（資産証券化商品の信用格付について）

<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/about/sfrating/sfrating.pdf>

金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号に基づく開示事項

信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価である場合、格付関係者に当該資産証券化商品の情報の公開を働きかけた内容及びその結果

本資産証券化商品に関して、RMBSとして情報を公表するよう働きかけを行いました。詳細については、「信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」をご覧ください。

（信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目）

<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/about/appropriateness/appropriateness.pdf>

本資産証券化商品に関する情報は、格付関係者による以下のホームページに公開されています。

http://www.jhf.go.jp/investor/shisan_tanpo/index.html

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧ください。